

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:小山市役所

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.4%
全職員	74.4%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.3%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	99.3%
本庁係長相当職	93.6%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.4%
31～35年	95.2%
26～30年	93.3%
21～25年	94.6%
16～20年	88.6%
11～15年	91.5%
6～10年	91.1%
1～5年	92.9%

#### 【説明欄】

平均年間給与額が相対的に低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の数が全職員数に占める割合は女性の方が高く、男性が約12%、女性が約48%である。

また、扶養手当や住居手当の支給対象は男性の割合が高く、扶養手当は約92%が男性、住居手当は約72%が男性である。さらに、時間外勤務手当等の支給額は男性の方が高く、男性一人当たりの時間外、休日、夜間勤務手当の平均支給額は女性の約1.7倍である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。